

阿賀野市選挙管理委員会告示第 107 号

令和6年10月27日執行の阿賀野市議会議員一般選挙における阿賀野市の期日前投票所を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される公職選挙法第39条の規定によりそれぞれ次の場所に設けた。

令和6年10月20日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林 壽 英

期日前投票所	期日前投票所を設けた場所	設置期間
阿賀野市役所本庁 期日前投票所	阿賀野市役所1階 多目的ホール	令和6年10月21日から 令和6年10月26日まで
阿賀野市安田交流センター 期日前投票所	阿賀野市安田交流センター 1階多目的ホール	
阿賀野市保健福祉センター 京和荘 期日前投票所	阿賀野市保健福祉センター 京和荘 1階多目的ホール	
阿賀野市笹神支所 期日前投票所	阿賀野市笹神支所2階 ホール	

※ 時間：午前8時30分から午後8時まで